

令和3年度奨学金返還支援事業パンフレット作成業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度奨学金返還支援事業パンフレット作成業務

2 目的

大学生等及びその保護者を対象とした奨学金返還支援事業及び支援企業の周知・広報を図るため、令和4年度奨学金返還支援企業に係るパンフレットを作成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月23日まで

4 業務内容

(1) 令和4年度奨学金返還支援企業周知パンフレット作成

- ・令和3年度に認定する令和4年度奨学金返還支援企業をPRするパンフレット（日本産業規格A列4番フルカラー、10ページ程度、3,500部）を作成すること。パンフレットには、県が作成する企業情報一覧に掲載する情報を掲載するものとし、文章のみによる説明ではなく、イラスト、写真等を用い、若者に興味を持たせるような構成・デザインとすること。
なお、企業情報一覧には、企業名、所在地、募集職種、業務概要、企業のアピールポイント、企業ホームページURLを含む。
- ・パンフレットの作成にあたっては、令和4年度奨学金返還支援企業に掲載内容の確認依頼を行い、校正を進めること。
- ・作成したパンフレットは、令和4年3月23日までに納品すること。
- ・パンフレットの電子データを併せて納品すること。

5 その他の要件

- (1) 企画提案書作成上の留意事項
提案書は日本語で作成すること。
- (2) 受託者は、パンフレットを作成するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 本事業に係る奨学金返還支援制度は、大学・大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）及び専修学校専門課程を卒業した者を対象とするものであり、作成したパンフレットは県内外の大学等にも配布・設置することを踏まえてデザイン等を工夫すること。

6 委託料に計上できない経費

5万円以上の機械・器具等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）、諸経費等の支出内容が明らかでない経費。

7 委託業務終了後の報告について

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、直ちに成果品、業務の成果に関する報告書及び委託業務実績報告書を作成し、県にこれらを各2部及びその電子データを提出すること。

8 その他

成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。